

社会福祉法人古河市社会福祉協議会
ふれあいいきいきサロン事業実施要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人古河市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が推進しているふれあいいきいきサロン（以下「サロン」という。）は、地域における仲間作りの場として、その地域の住民及びボランティアが共働することにより、参加者の生きがいと地域の支え合いの力を高めることを目的とする。

(活動)

第2条 サロン活動は、おおむね自治会、行政区及び町内会程度を範囲とし、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民とボランティアとの交流を通じた生きがい活動
- (2) 健康づくりに関すること
- (3) 趣味やレクリエーションに関すること
- (4) その他、目的達成のために必要な事業

(運営)

第3条 サロンの運営は、協力者が中心となって行うこととする。ただし、利用者が運営に参加できるように工夫することとする。

(協力者)

第4条 サロンの運営にあたる協力者は、次に掲げるものとする。

- (1) 地域住民
- (2) ボランティア
- (3) その他、サロン運営に必要な者

(利用者)

第5条 サロンの運営にかかる利用者は、高齢や障がいのため外出機会の少ない人をはじめ、地域住民すべてとする。

(サロン設置場所及び範囲)

第6条 サロンの設置場所については、その地域の利用者が自力で参加することができる範囲の公的施設や集会所等とする。また、そこを活動の拠点とする。

(責任者)

第7条 サロン事業の推進及び社協との連絡調整を行うため、責任者を置く。

(責任者の役割)

第8条 責任者は、次の事項を行うものとする。

- (1) 事業の企画の取りまとめ
- (2) 運営にあたっての連絡調整
- (3) 会費の管理
- (4) その他、運営に必要なこと

(会費)

第9条 会費については、各サロンで設定するものとする。

(登録)

第10条 サロンの登録については、ふれあいいいききサロン登録申込書(様式第1号-①)にサロン会員名簿(様式第1号-②)を添付し提出するものとする。

(助成金)

第11条 助成金については、別紙要綱を定めることとする。

(活動経費)

第12条 活動にかかる経費は、原則として各サロンの負担とするが、サロン事業全体として必要な経費に関しては、社協が負担するものとする。

(廃止)

第13条 社協会長は、次の各号に該当すると認めるときは、サロンを閉鎖することができるものとする。

- (1) サロン事業の責任者から辞退の申し出があったとき
- (2) その他、地域ふれあい事業として、存続させることが適当でないと認められる事由が生じたとき

(禁止事項)

第14条 サロン事業実施にあたり、次の各号に掲げる行為及び活動は禁止するものとする。

- (1) 営利行為
- (2) 政治活動
- (3) 宗教活動
- (4) その他、サロン事業にふさわしくない行為及び活動

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、サロン事業に必要な事項は、社協会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月1日から改定施行する。